

生徒指導に関する規約

—— 生徒部 ——

皆さんは高校生活の中で、一人ひとりが誇りを持ち、たゆまぬ学習を通じて、個性豊かで健やかな心身を持つために、日々努力を積み重ねていかなければなりません。また、学校生活の充実を図るために、お互いの人権を尊重し、信頼し合い、ルールをきちんと守り、責任ある行動を取ることが求められます。

1 学校生活全般について

高校生活を充実させ、集団生活を楽しく円滑に送るためにルールを守ることがとても大切です。本校には校則があります。日頃から、責任ある行動を心がけてください。

2 服装について

制服は高校生にとっての「正装」であり、正しく着用することで社会のルールやマナーを守る態度や状況に応じた正しい制服を選択する力を身につけることができます。

- (1) 登下校（休日を含む）時、学校生活、その他これに準ずる場合は制服を着用してください。
- (2) 制服については、本校指定の物のみ着用してください。（改造や着くずしは禁止）
- (3) 自身の体調や気候等にあわせた制服を着用してください。（式典等、指定の服装での登校日あり）

3 頭髪等について

本校生徒は、学校推薦を利用して就職試験や専門学校、大学受験をする生徒が大半を占めています。試験では必ず面接で自己を表現する場が設けられています。本校では、そのような場にふさわしい頭髪を目指しています。

- (1) 染色や脱色をせず、生まれ持った髪色を保つように心がけてください。
- (2) 奇抜な髪型（極端な刈り込み等）や髪質を変えるような加工（パーマ等）はしないでください。
- (3) 過剰な整髪はしないでください。
- (3) 整髪をするための髪留めは華美でないものを選んでください。
- (4) 学校生活に必要なものは身に付けないでください。
(ピアス、ネックレス、エクステンション、カラーコンタクト等)

4 通学について

(1) 登下校について

- ① 公共マナー・道路交通法を遵守し、安全に留意して登下校してください。
- ② 登校時間は8：40までとし、完全下校は通常（平日、休日）20：00とします。
- ③ 鞆は学校指定のもので通学してください。
- ④ 平日の登校後は、安全・危機管理上、無断外出は認めていません。

(2) 車の送迎について

- ① 学校敷地内への車の乗り入れは可能とします。（学校敷地内は最徐行）
- ② 平日の送迎については正門からのみとし、正門付近の道路に駐停車しないでください。

(3) 自転車通学について

- ① 自転車通学は届出制です。任意保険に加入し、自転車通学届を提出してください。
- ② 自転車は校内の指定された駐輪場に停め、必ず施錠してください。（2ヵ所以上）
- ③ 道路交通法を遵守し、安全に留意して登下校するよう心がけてください。
- ④ 雨天時は事故防止のため傘の使用は禁止とし、運転の際はレインウェアを着用してください。
- ⑤ 学校で実施する安全教室に参加してください。
- ⑥ 安全確保のために、努力義務となったヘルメットの着用を推奨します。

(4) 原付バイクについて

- ① 免許取得は届出制です。免許取得後、必要書類に記入し提出してください。
- ② バイク通学は許可制です。必要書類に記入し、通学許可申請後に保護者と本人同席のもとバイクの確認を行い、問題ないと判断されたら通学許可証を発行します。(許可証は常に携帯しておく)
- ③ バイクの排気量は50cc以下のみ許可します。
- ④ バイクは校内の指定された駐輪場に停め、必ず施錠してください。(2ヵ所以上)
- ⑤ 道路交通法を遵守し、安全に留意して登下校するよう心がけてください。
- ⑥ 学校で実施する安全教室に参加してください。

(5) アルバイトについて

- ① 届出制となっており、許可証を発行します。
- ② 1年生への許可は、原則1学期期末考査終了後とします。
- ③ 学校生活に支障が出る場合は、許可を取り消す場合があります。
- ④ 就労時間は原則21:30までとし、22:00までに帰宅してください。
- ⑤ 酒類の提供を主とする店は禁止とします。